

日時:令和 2(2020)年 1月 16 日(木) 10:00~11:00

場所:東京都庁第一本庁舎 29 階29D会議室

<福祉保健局 出席者>

障害者施策推進部 計画課 課長代理 (社会参加推進担当)
障害者施策推進部 計画課 課長代理 (扶養共済担当)
障害者施策推進部 計画課 課長代理 (権利擁護担当)
障害者施策推進部 計画課 課長代理 (調整担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理 (総合支援担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理 (在宅支援担当)
障害者施策推進部 地域生活支援課 課長代理 (就労促進担当)
障害者施策推進部 精神保健医療課 課長代理 (生活支援担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課 統括課長代理 (児童福祉施設担当)
障害者施策推進部 施設サービス支援課 課長代理 (障害児通所支援担当)
少子社会対策部 家庭支援課 課長代理

<都市整備局 出席者>

住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 統括課長代理
住宅施策本部 都営住宅経営部 住宅整備課 統括課長代理

<東京LD親の会連絡会 出席者>

- ・けやき 4名
- ・にんじん村 2名
- ・ルピナス 3名

1. 一生涯を通して切れ目のない、LD 等発達障害者支援体制の確立

(1) LD等発達障害のある人にとっては早期発見・早期支援によってその後の成長に大きな影響があります。検診結果が経過観察になった場合には、家族に対し継続的な検査や支援の機会を設けるように指導してください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都は区市町村包括補助事業等により、区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PTなどを配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のあるお子様を早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しているところでございます。引き続きこうした取り組みによりまして、LD等発達障害のあるお子様等への支援の充実を図って参ります。

回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

早期発見早期支援がその後の成長に大きな影響があるということで、検査結果が経過観察となった場合に支援の機会を設ける様にご要望でございますが、母子保健事業等で乳幼児健診を各自治体実施しております。経過観察となったお子様のフォローについて区市町村が独自の取り組みを行っている場合に、包括補助事業により各区市町村に対して財政支援を行っております。

(2) 早期発見に効果的な検査(スポットビジョンスクリーナー等)を乳幼児健診に取り入れるよう各区市町村に指導してください。眼の検査は早期発見に効果があります。

回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

乳児健康診査など基礎的な母子保健サービスにつきましては区市町村が実施主体であり、国の通知を踏まえて各区市町村で行われているところでございます。東京都は、区市町村の3歳児健診におきまして視力検査が適切に行われるように、保護者向け配布用資料「お子さんの目と耳と尿の検査のご案内」を作成・提供しておりまして、希望する自治体にはご活用いただいております。国の通知では、スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査の実施推奨までは現在のところ言われていない状況と、国立成育医療研究センターが作成している「乳幼児健康診査身体診察マニュアル」におきましても、「二次検査に屈折検査や両眼視機能検査(立体視検査)を加える直視や斜視の検査を加えると弱視や斜視の検出に効果的である」に留まっております。今の時点では積極的な推奨には至っておりません。

(3) 初診待機の時間を短くするためにも、「発達障害者支援ハンドブック」の改訂版に引き続き都内の専門医療機関に関する情報を掲載してください。また必要としている人により早く広く情報が届くよう周知を図ってください。

回答:(障害者施策推進部 精神保険医療課)

改訂版におきましても、引き続き都内の医療機関の情報を掲載する予定でございます。また、支援が必要な方により早く・広く情報が届くよう、ホームページ等を活用して情報提供を行っていく予定であります。

(4) 乳幼児期に発達障害が早期発見されても、保育園、認定こども園、施設職員等の専門知識や経験のある職員の数が不足していて、十分な対応がなされていないと聞いています。早期発見の効果が高まるよう、質の向上を図ってください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

(1)の回答と同様に、東京都では区市町村包括補助事業によりまして、区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PT等の専門職を配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導する等で、発達障害のあるお子様を早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しているところでございます。また、少し角度が変わるかもしれませんが、市町村や支援機関と発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対しまして、発達障害の理解と支援の充実を図るため、様々なテーマを設けて研修を実施しております。

回答:(少子社会対策部 家庭支援課)

少子社会対策部では、地域における母子保健の維持向上を図るため、区市町村の母子保健従事者や医療機関の関係者を対象として、母子保健研修を開催しております。例年乳幼児の発育・発達や乳幼児健診の意義や留意点、育児支援の在り方などについての内容を取り入れております。また、都立小児総合医療センターが中心となって平成20年度より実施している「子どもの心診療拠点病院事業」において、医療機関や保育、学校、児童福祉施設等の地域の関係機関が、子どもの心の診察や日常生活の中で疾患や障害特性に応じた適切な対応が行われるよう、専門医療機関のノウハウを活用して各種の研修等を実施しております。

(5) 最近トスカでは成人の発達障害の相談が増えていると聞いています。昨年いただいた回答では、「トスカに配置の地域支援マネージャーにより、障害者施策区市町村包括補助事業を活用した成人期支援について各区市町村へ支援や助言を行っております」ということでしたが、地域支援マネージャーがどのような支援や助言をされているのか、具体的に内容を教えてください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

トスカに配置されている地域支援マネージャーにおきましては、成人期の発達障害の支援というところを行っておりまして、区市町村が主体的に支援拠点を整備して関係機関等と連携した支援体制の構築が図られるよう、先ほどお話しした区市町村向けの包括補助事業の内容の説明や活用の事例紹介等を行うとともに、それ以外にも個別に必要な対応等を行っているところでございます。

(6) 区市町村が障害者施策区市町村包括補助事業を活用し、「区市町村発達障害者支援体制整備推進事業」や「発達障害者支援体制整備推進事業成人期」を実施するよう、更に働きかけてください。また「令和元年第一回発達障害者支援地域協議会資料4-2」によると『早期発見・早期支援』を実施しているのが38区市町に対し『成人期』を実施しているのが12区市に留まっています。昨年度いただいた回答によると、この包括補助事業は区市町村が『早期発見・早期支援』もしくは『成人期』を選択するということですが、両方実施しているところも10区市あります。『成人期』にも取り組んでいくよう、各区市町村に働きかけてください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

区市町村包括補助事業の活用につきましては、事業の説明会等や区市町村向けの次年度の予算説明会等、そうした機会を捉えて働きかけているところでございます。またトスカに配置の地域支援マネージャーにより、包括補助事業を活用した支援につきまして、各区市町村への情報提供等を行っているところでございます。

(7) 地域連携会議の開催状況と、どのような内容が話し合われているのか取り組みの様子をお聞かせください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では区部、市部をそれぞれ2つのエリアに分けて、各エリア2回ずつ計8回地域連携会議を開催しているところでございます。より連携を深めていくために実施しているところでございます。内容といたしましては、成人期支援や家族支援、教育との連携等、そういったテーマを設定しまして、情報交換やグループワーク等を実施しているところでございます。

(8)①平成 30 年 12 月 25 日付の厚生労働省より各都道府県に向けた事務連絡「平成 31 年度予算案における障害児・発達障害者支援施策について」の中に新規事業として記載されている「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「家庭・教育・福祉連携推進事業」の積極的な実施をお願いします。

②実施された場合は十分に検証し、その結果をお知らせください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」につきましては、「発達障害診断待機解消事業」の中のメニューとして新設されたところでございます。東京都といたしましては、「発達障害診断待機解消事業」全体の中を勘案しながら取り組みについて検討していきたいと考えております。また「家庭・教育・福祉連携推進事業」につきましては、こちらは区市町村が実施主体となっております。東京都としましては、今後各自治体の実施状況なども把握していきたいと考えているところでございます。

2. 専門的人材の育成

(1) 地域支援マネージャーから「自治体によって、利用できる社会資源や財政基盤の違いによる体制に大きな差が見られている」と報告があります。自治体間の差を埋めるためにも、都としてどのように支援体制の充実を図っているのか、お聞かせください。(参照:昨年度の東京都発達障害者支援地域協議会及び今年度第 1 回同協議会資料)

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、今年度から障害者施策の包括補助事業「早期発見・早期支援」の中に「家族支援」を明記したり、人材への補助の充実を図っていたりするところでございます。また、区市町村や支援機関等への発達障害児・者支援の中で、医療従事者に対して発達障害者への理解と支援の充実を図るため、毎年様々なテーマを設けて研修を実施したり、地域支援マネージャーの業務の一環として支援困難事例検討会等を行いまして、地域における支援体制の充実を図っているところでございます。

(2) 各区市町村の発達障害に対応する窓口担当職員が、LD 等発達障害についての専門的な知識を持って対応できるよう、人材育成の徹底を指導してください。また、地域格差がないようにご指導ください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、区市町村や支援機関等、発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者等に対して、発達障害の理解と支援の充実を図るための研修等を、様々なテーマを考えながら実施しているところでございます。今後も発達障害児・者支援に携わる職員の方々が様々な特性に対応できるよう、テーマを見直しながら人材育成に努めて参ります。また研修の周知につきましては、区市町村や福祉保健局の他部署にも協力等を依頼し、発達障害児・者に関わりのある機関等に周知をお願いしているところでございます。

(3) 平成 27 年度～平成 29 年度の「都内における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況」を見ると、相談・通報・届出件数は平成 28 年度を除いて 200 件以上、虐待を受けたと判断された事例数はどの年度も 20 件を超えています。虐待があった障害者福祉施設等の種別も、障害者支援施設や共同生活援助、就労移行・継続事業所、放課後等デイサービス等多岐に渡っており、様々な施設で問題が起こっていることが分かります。施設に対する調査や指導等を強化し、再発防止やよりよい人材の育成をお願いいたします。

回答:(障害者施策推進部 計画課)

障害者に対する虐待についてですが、尊厳を害するものでございまして、障害者虐待の防止を図ることが極めて重要だと考えております。障害者虐待防止法に基づく対応にあたりましては、虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチや早期発見・早期対応等がポイントとなっております。都としましては、虐待防止の徹底のためにマニュアル等の関係資料を事業者にも周知するとともに、障害者福祉施設等の管理者、従事者を対象とする研修、区市町村職員を対象とする研修も実施しております。更に施設等に対する運営指導を通じまして、虐待を防止するための体制整備や日常的な取り組みを促してございまして、今後も区市町村と連携して、虐待に対する相談や通報に対して適切に対応して参ります。

3. LD等発達障害のある人の自立生活援助

(1) 家族や保護者と同居している障害者が、一人暮らしを希望する等で地域生活を送ることになった時、円滑に生活を開始・継続するためには、一人ひとりのニーズを十分聞き取った上でサービス等利用計画書を作成・モニタリングする「計画相談支援」、常時の連絡体制を確保して緊急事態にも対応する「地域定着支援」が重要だと考えます。

しかし最近では、定員が一杯で新規利用希望者を受け入れられない計画相談事業所が多く、簡単には計画相談が受けられないといった声や、地域定着支援事業所の数も少ないという話を耳にします。これらの事業に携わる人材の育成と体制整備をお願いいたします。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

必要な相談支援専門員の数や事業所数につきましては、都において毎年区市町村宛に調査を行っており、その結果を踏まえて、必要な相談支援専門員等を確保するため、国で定めたカリキュラムに基づき研修を実施しているところです。併せて本年度より新たに実施しております「相談支援従事者主任研修」において、地域援助技術や、地域援助技術を展開していくために有用な他の施策、また地域移行や地域定着支援の必要性等を理解するための研修も実施しているところです。また都では、昨年国が作成しました「基幹相談支援センター設置促進のための手引き」を区市町村に周知する等、広域的立場から基幹相談支援センターの設置等の重層的な相談支援体制の整備を支援しているところです。引き続き相談支援専門員に係る研修を実施する等により、相談支援の提供体制の充実に努めて参ります。

(2) 親亡き後の生活支援も見据えた体制整備、支援体制を確立してください。障害者手帳の有無に関係なく支援が受けられるようご尽力ください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

発達障害児・者が身近な地域で生活を送れるよう、乳幼児期から成人期までライフステージに応じた支援を行うことが重要であると考えております。東京都では、区市町村が主体的に発達障害児・者に対する支援拠点を整備し、関係機関と連携した支援体制の構築が図られるよう、区市町村包括補助事業を実施しているところがございます。尚、地域の支援力の更なる向上を図ることを目的にいたしまして、区市町村や支援機関が集まって地域が抱える発達障害児・者支援や取り組みや抱える課題について意見交換を行う地域連携会議等におきましても、ご要望の課題について取り上げていくことを検討しまして、地域における体制整備、支援体制の確立を図っていけるよう努めていきたいと考えております。

(3) 発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業(放課後等デイサービス、就労支援施設、就労定着支援事業所、グループホーム等)の職員、関係者に向けてもLD等発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発を進めてください。各区市町村によって対応や支援内容に格差が発生しないように指導してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的に確認してください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、区市町村や支援機関等の発達障害児・者の支援に携わる職員や医療従事者を対象に、発達障害への理解と支援の充実に努めるための研修を、様々なテーマを設けて毎年度実施しております。今後も発達障害児・者支援に携わる職員が発達障害児・者の様々な特性等に対応できるよう、テーマ等を考えながら人材育成に努めていきたいと考えております。

(4) 移動支援の利用に関して、区市町村の格差がないよう、都としてのガイドラインを作成してください。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

移動支援事業についてですが、障害者総合支援法では「区市町村地域生活支援事業」として位置づけられているもので、これは各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施されているところがございます。交通網の整備の状況や日頃通われる施設の配置等の状況は、区所町村によって様々です。そのため、東京都として一律に基準を設けるとすることは困難だと考えております。尚、移動支援事業に必要な経費につきましては、国が1/2、都が1/4、合わせて3/4の補助を行っているところがございます。今後とも各区市町村において移動支援事業実施に必要な経費については、都としても十分な財政措置を行うとともに、国に対しても財政措置を十分行うよう、引き続き要望していきたいと思っております。

(5) 「東京都心身障害者扶養共済制度」について更に都民に広く周知してください。

回答:(障害者施策推進部 計画課)

本制度につきましては、東京都や区市町村が作成する広報物やホームページでの案内の他、平成28年度から毎年都内の特別支援学校へ制度紹介のパンフレットを配布して、加入対象となる障害のあるお子さんの保護者の方への周知に努めております。昨年度も実施いたしましたが、今後も継続する予定でございます。引き続き制度の周知を図り、本制度の対象となる方への支援を行って参ります。

4. 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等

- (1) 就労移行支援事業所に関しまして、昨年度「さまざまな研修を行うことでレベルアップを図っている」という回答をいただきましたが、やはり事業所間の格差がみられるようです。自立に向けた就労促進策を充実させるためにも、効果的な支援が受けられるよう引き続きご指導ください。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

就労移行支援事業所や就労定着支援事業所の職員向けの指導ということで、厳密に言うと指導ではないのですが、このような事業所の支援経験年数の浅い職員向け研修としましては、東京職業センターとの共催で行っております「障害者就労支援レベルアップ研修」、企業への業務の切り出しの支援やマッチング力の向上を目指す「マッチングスキル向上研修」、それから定着支援のスキルアップのための「定着支援研修」、医療機関との連携に着目した「医療機関・就労支援機関連携スキルアップ研修」といったものの実施をしております。今後も事業所の支援力向上を図るために、このような研修への積極的に参加していただけるよう働きかけを強めていきたいと考えております。

- (2) 就労定着支援事業の支援範囲を、ボーダーライン等で手帳の取得が難しい人にも広げてください。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

就労定着支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一環ということで、就労移行支援事業等のサービスを利用して就労した方が、利用の対象となっているものでございます。この他、手帳の取得等がない方へのサービスということだと、区市町村障害者就労支援センターが就職前の就労支援から就労後の定着支援までの一貫した支援を提供しております。この区市町村障害者就労支援センターは手帳の有無に関わらず、就労を希望する障害のある都民の方、市民の方、区民の方が利用の対象となっておりますので、ぜひご利用いただきたいと考えております。

- (3) 東京チャレンジオフィスの昨年度の雇用実績と、今後の見通しを教えてください。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

東京チャレンジオフィスの昨年度の雇用実績についてですが、平成30年度は新規の採用職員が8名、前年度から継続して採用となっている職員が15名、合わせて23名の方を雇用しまして、支援させていただいているところでございます。チャレンジオフィスから民間企業への就職ということで申し上げますと、昨年度は9名の方が新たにチャレンジオフィスから巣立っていかれました。今後の見通しということですが、令和2年度におきましても、チャレンジオフィスの定員29名ということで引き続き募集を継続して参ります。

5. 住宅の支援について

- (1) グループホームの数や定員数に関して、昨年度いただいた回答では、「平成30年度から令和2年度を対象とした新たな『障害者障害児地域生活支援3か年プラン』を定め、3年間で2,000名の定員増の設置目標を掲げている」ということでしたが、現在の進捗状況をお聞かせください。

回答:(障害者施策推進部 地域生活支援課 (計画課 代読))

都内のグループホームの定員数は平成30年度末で9,851名となり、前年度比で774名の増となっております。引き続きグループホームの設置促進に努めて参ります。

- (2) 同じく昨年度いただいた回答では「東京都は衣食住に関わる経費など、生活をしていく上での基礎を賄うための施策については、障害基礎年金の増額や住居手当の創設等により、国がその制度を充実するように要望しております」とのことでしたが、国への要望の結果をお知らせください。

回答:(障害者施策推進部 計画課)

所得の確保に関わる施策については、地域で生活する障害者が経済的に自立するための重要な課題であると認識しており、他自治体等とも連携して制度の充実を国に要望しているところです。障害者総合支援法附則第3条第3項におきましては、「政府は障害者等の福祉に関する施策の実施状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に関わる施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされておまして、現時点で東京都から要望した国への直接の回答というものはございませんが、法の附則に基づいて、国においても課題を整理しているものと考えているところでございます。

- (3) 障害の有無にかかわらず、単身生活者が増加しています。現在の都営住宅を建て直す際に、新たに単身者向けの住居やグループホームを増やし、障害者も入居対象にしてください。

回答:(住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課)

都営住宅の建て替え事業では、居住者の世帯構成に応じた規模の住宅を建設しております。グループホーム等の福祉施設の都営住宅への併設につきましては、引き続き地元の区市町村や町づくりの構想等を踏まえまして、建て替え事業に合わせて整備をして参ります。

- (4) 障害を持つ住宅困難者への施策を充実させてください。

回答:(住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課)

障害をお持ちの方等の住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定的確保を図るためには、公共住宅に加えて民間賃貸住宅への入居の円滑化を進めることによりまして、重層的な住宅セーフティーネット機能を強化していくことが重要であると私共は考えております。このうち公共住宅の中の都営住宅につきましては、心身障害者世帯の方々等を対象に、一般の申込者より当選率が高い優遇抽選や、抽選によらずに住宅困窮度の高い方々から順に住宅を斡旋していきますポイント方式という募集を実施しております。また、東京都住宅供給公社で管理をしております公社住宅につきましては、入居の機会を確保し居住の安定が図れるように、優先募集等を合わせて行っております。

一方、民間賃貸住宅につきましては、障害をお持ちの方々等が民間の賃貸住宅へ入居される際の支援や、入居された後の生活支援等を行う法人を「居住支援法人」として指定しております。現時点で25の法人を指定しております。今後もこうした支援をしていただける法人の指定の拡大に努めて参ります。また、障害をお持ちの方等の入居を拒まない住宅を「セーフティーネット住宅」として登録をしております。こちらにつきましても様々な機会を捉えまして、普及・啓発を行う等、登録をより増やしていく取り組みを進めていきます。

地域の実情に応じたきめ細かな支援を行っていくためには、都内の各区市町村におきまして「居住支援協議会」というものを設立して、こういった取り組みを行っていただくことが重要であると考えております。東京都の方でも「東京都居住支援協議会」というものを設置しておりますけれども、この中でパンフレットを作成・配布、それから居住支援に関係するセミナーの開催等によりまして、協議会の設立の意義等の理解を深めていただくとともに、区市町村の協議会設置に伴う活動の経費を補助することによりまして、区市町村での協議会設立の促進、それから活動支援を行っていきたくと考えております。現時点で都内の各区市町村の協議会設置状況は、19の区市で協議会が設置されております。今後設置予定の区市もございます。

6. 放課後等デイサービスについて

- (1) 現状では適切な「放課後等デイサービス」が探せず、悩んでいるたくさんの保護者がいます。デイサービスについての相談窓口の存在を広く周知してください。また、利用者の希望に沿ったデイサービスが充実するようご指導ください。

回答:(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

都では、「東京都障害者サービス情報」により、都内の障害児通所支援施設事業所の情報については広く公表しており、誰もが事業所の人員やサービスの状況を確認し、事業所利用の参考にできるようにしております。具体的には、法人名、所在地、主たる対象者、事業者番号、事業者名等から検索できるようになっております。また、利用者は区市町村の窓口や相談支援事業所において事業所の利用の相談ができますが、相談支援事業所の情報については、同じく「東京都障害者サービス情報」により公表をしています。事業者が新規に事業所を開設する場合には、開設予定の区市町村へ事業所開設の地域ニーズ等の確認のため相談に行くよう求めており、区市町村の意向を考慮して指定を行っております。

- (2) 「放課後等デイサービス」の事業所が急激に増加し、その内容の格差が大きいと聞いています。東京都として直近の事業者数・利用者数・サポート体制・専門性のある職員の数等を教えて下さい。また、発達障害についての専門知識を持った職員を配置するようにご指導ください。

回答:(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

都内の放課後等デイサービス事業所は、昨年11月1日現在で879か所、定員については9,158人となっております。利用者数は、9月の国保連データベース、これは毎月事業所がこちらで請求するのでその請求上のベースということですが、実績では18,080人、一昨年8月の実績では16,419人となっておりますので、約1,600人強の増となっております。

新規事業所の開設につきましては、都では新規事業所の開設を希望する事業者を対象とした事前協議説明会を年3回開催しており、指定の基準や適切な運営について説明を行っております。また指定相談では、区市町村への相談内容や当該事業所で行う療育内容、プログラム等を記載した事前調査票の提出を求め、それを基に事前の相談を行い、指定の前には現地の確認を実施した上で指定しております。

平成29年度に、国は障害児支援等の経験者の配置やガイドラインの遵守、自己評価結果の公表の義務付けを盛り込んだ基準省令の改正を行いました。さらに国は平成30年度の報酬改定において、基準人員に加えて理学療法士等の専門職を配置した場合に評価する等の加算を創設する等、見直しを行いました。なお、事業所に配置が義務付けられている児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用する児童と保護者のニーズを適切に把握して個別支援計画を作成し、全従業員が計画に基づいた支援を行っていただけるよう調整する等の役割を担っています。都においては、児童が事業所において適切な支援が受けられるよう、提供される支援の管理や客観的評価を行える人を配置するよう、引き続き指導を行って参ります。

- (3) 学校の指導と放課後等デイサービスの指導がばらばらで、子どもが混乱してしまうケースがあります。学校と放課後等デイサービスの連携をお願いします。トライアングルプロジェクトは現場でどのように実施されているのかお聞かせください。

回答:(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

放課後等デイサービス事業所に限らず、障害児通所支援事業者は基準省令や条例に基づき、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行わなければならない、家庭や学校等の地域と連携して支援することが求められています。学校との連携については、放課後等デイサービスガイドラインにおいて具体的に示されており、各事業所においても運営上の指針となっています。都においても、ガイドラインは事業所説明会等の様々な機会を捉えて全ての事業所に説明し、またガイドラインに基づいた指導も行っています。

これらの状況を踏まえ、都でも福祉保健局と教育庁の連携を図るとともに、各区市町村においても障害福祉分野と教育委員会の連携が進むよう、区市町村に対しても働きかけて参ります。尚、各事業所においては学校等と連携して個別指導計画を作成したり、学校において作成する教育支援計画を共有したり、また区市町村が実施する事業所連絡会に学校関係者が出席する等の連携も図られてきていると聞いています。

7. 精神障害者保健福祉手帳について

- (1) 発達障害は生まれつきの障害であり、2年毎の手帳期間見直しには当てはまりません。発達障害者が所持する精神障害者保健福祉手帳の有効期限を延ばすよう、続けて国に要望してください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、障害が固定化されている方についての精神保健福祉手帳等の発行基準等を実情に合ったものに見直す等の要望をしているところでございます。今後も認定基準等の改正につきましては、国に要望していくことを考えております。

- (2) 厚生労働省は身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳について、自治体の判断でカード型でも交付できるように省令を改正しました。東京都ではどのように対応されるのかお聞かせください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、令和2年度以降にカード形式での障害者手帳の交付を目指して、現在検討等進めているところでございます。尚、今回の国の省令改正で、カード化された場合のカードの様式について定められたものということで、紙の様式は従前通りとされておりまして、カードの様式につきましても、記載内容等は現行の紙様式と同様のものということで考えているところでございます。

8. 公的書類のユニバーサルデザイン化

- (1) 昨年度「法令等の改正があった場合には届出用紙・申請書類等の書式の見直し等を行っていきたいが、現状すぐに改正等はない」という回答をいただきました。窓口等で対応してくださる担当者の方がLD等発達障害を十分理解して、書類の内容や書き方について分かりやすく説明してくださるよう、更なるご指導を継続的にお願い致します。

- (2) 書式の見直しの折には、困難を抱える当事者の声を取り入れてください。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

東京都では、区市町村の窓口等で対応される職員の方に対しまして、発達障害の理解・支援の充実を図るため

の研修等を行っているところがございます。また書式につきましては、今後法令等の改正がありました際には、いただいたご意見を踏まえまして、見直し等を行っていきたいと考えているところでございます。

9. ヘルプマークについて

ヘルプマークを付けている障害者の方を見かけることが多くなりました。東京都が日ごろより普及に力を入れてくださって
いることに感謝申し上げます。ヘルプマーク普及のための区市町村の取り組みを更に支援していただくようお願い
いたし
ます。

回答:(障害者施策推進部 計画課)

東京都では、区市町村においてヘルプマークの作成、配布、普及啓発を進めるため、ヘルプマークの活用経費を
包括補助で支援しております。今後とも区市町村の取り組みが進むよう支援をして参ります。

10. 各関係機関によるネットワークの構築

発達障害者支援法では目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要である、と記されています。医療、
福祉、教育、就労、警察等による各関係機関のネットワークを構築してください。発達障害者支援地域協議会等でのま
す

ますのネットワークの構築をお願いします。また、地域連携会議等で、自治体や支援機関の間で事例検討も含めた積
極

的な情報や意見の交換ができるようご尽力下さい。

回答:(障害者施策推進部 精神保健医療課)

発達障害児・者に対して、乳幼児期から成人期までライフステージに応じた支援ができる体制の構築に向けてと
いう事については、福祉だけでなく医療、教育、就労等の各関係機関がそれぞれの役割を担い、協働して支援を
していくことが必要だと認識しております。東京都では、今年度も引き続き発達障害者地域支援協議会におきま
して、関係機関の皆様から各取り組みについてご報告いただくとともに、意見交換等を行っているところござ
います。また地域連携会議等につきましても、より連携を深めていけるように引き続き実施したいと考えており
ます。

質疑応答

Q:(ルピナス)

1の(2)のスポットビジョンスクリーナーについてですが、実施する予定がないということでした。

私の子どもは生後4か月の時に神経繊維症という難病の疑いがあると言われ、今も病院で眼科健診をよく受けて
いるのですが、屈折異常については眼科の検眼だと時間が短いので、子どもが頑張ればピントを合わせて見るこ
とができてしまい、「両目1.5見えますね」という感じでずっと来てしまいました。8歳の時にサイプレジン検査(目の
筋肉を弛緩させて使えない状態にして視力を測る検査)をしたところ、強い遠視だと分かり、今は老眼鏡をかけて
います。

あるところで眼鏡を作ってもらった時にスポットビジョンスクリーナーで測ったら、30秒で測れたのです。この機器
は生後6ヶ月から利用可能で、資格がなくても簡単に操作ができるのですが、100万円程度するものです。

屈折異常を念頭に置く眼科医が多くはなく、大きな病院であっても分かっていないと私は思います。もし幼稚園等
に入園する段階で強い遠視があると分かって、目のピントが合うようきちんと対処できていたら、私の子どもはもっ
と文字に興味を持っただろうと思います。小学校に上がる前にひらがなを覚えることができたかも知れませんが、
療育機関にかからなくても、学校で通級に行かなくても、普通の学校の授業内で改善できることがあったように感
じるのです。

目の問題は大きいです。スポットビジョンスクリーナーを使うことで、LD等の発達障害のある子どもを早く発見する
ことができるのではないのでしょうか。何となく読み書きができないからとそういう子供たちをみんな療育するより
も、3歳児健診で全員スキャンして目の問題が早期に解決できれば、目に問題のある子どもと本当に療育が必要な

子どもを分けることができるのではないかと考えます。

スポットビジョンスクリーナーは値段が張りますし、そこまでの必要性を理解されているお医者様にもなかなか出会えないのですが、自分の経験から考えると、発見され救われる子どもも大人も多いのではありませんか。目に問題がありそうだという子どもを詳しく検査して、小学校に上がる前に改善することができれば、LDの子どもの中に小学校の授業で普通に学んでいける子どももいるのではないかと強く思います。

A:(少子社会対策部 家庭支援課)

確かにこのところ弱視の早期発見ですとか、特にこの商品ということではありませんが、早期に屈折検査ができる機器で屈折検査等を行ったほうがいいのではないかと各方面から急速に声が出ているということは十分認識しております。

今後具体的にどのような取り組みができるかということまで今申し上げるのは難しいのですが、貴重なご意見とともに持ち帰らせていただきます。

Q:(けやき)

今のお話ですが、私の子どもも弱視がなかなか発見されず、小学校に入学する時にやっと分かりました。現在43歳になりますが、今でも体調の悪い時に眼鏡を外すと人の顔が全く見えないという状態です。もっと早く発見されれば良かったという親の気持ちもあります。小学校に入った時に、本人にとって眼鏡はとても貴重で大事なもので、その辺に置いたりすることはありませんでした。目の問題はその子どもの育成にも影響します。ぜひ早期発見ということでも力を入れていただきたいと思います。

Q:(けやき)

3の(4)の移動支援についてですが、発達障害のある人が移動支援を利用する場合に、発達障害は軽度であるとの認識で、支援者が移動支援の時間に遅刻をしてくたり、重度の方を優先して支援を忘れられてしまうことがあります。発達障害のある人達はそういうことが分かるので、もう移動支援を利用しないという風に結びついていきやすいのです。家族としては本人のそのような気持ちを解消しようと努力するのですが、私の子どもは「自分は時間を守っているのに、どうして支援者が寝坊して遅刻してくるんだ」というようなことを申ししていたこともありました。ぜひ移動支援の人材育成や研修も取り入れていただきたいと思っております。

A:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

今のお話では、事業所従業員の質の問題や事業所のシフトの管理の問題もあると思います。移動支援は区市町村が独自に委託先を決めており、逆に質が悪ければ委託しない、委託を取りやめにすることも当然行います。そのような例があるのでしたら一度地元の区市町村に問題点をお伝えいただき、区市町村の方から事業所を指導していただくという形もあるかと思いました。遅刻等になってしまいますと研修以前のレベルですので、そのような事業所を自治体さんが使うことの是非について、その自治体さんにお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

Q:(けやき)

その時は私もよく分かりませんでしたので、区市町村にお願いするようなことはありませんでした。ただ、本人の気持ちの傷が深かったので、家族としても困りました。そのようなことがあった場合は、区市町村に伝えていかなければならないということですね。

A:(障害者施策推進部 地域生活支援課)

決まった時間に来ていただく計画に基づいて契約を結ばれていると思いますが、「遅刻した」ということは、その時間を満たしていないことになります。

Q:(けやき)

相談支援も重度の方の対応で「すみません、忘れました」というような感じで、あまり人材育成ができていないということを感じております。私共もそういうことがあれば区市町村の方にお話するように致します。一人暮らしをしている本人にとってはとても重要な支援なのですが、本人が「もういい」という気持ちになっていましたので、人材育成ということを全体的に考えていただきたいと思っております。

Q:(けやき)

5の(4)住宅困難者への施策のところ、「居住支援協議会」を設置されているということですが、この協議会のメンバーの中には困難者というか障害のある方たちが入っていますか。

A:(住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課)

「居住支援協議会」というのは複数の団体の集合体になっておりまして、個人というより団体になります。行政の住宅政策本部、福祉関係の局、それから不動産関係団体、区市町村レベルですと地元の不動産関係の会社を束ねる団体の支部レベルが多いですけれども、そういうところと、場合によっては居住支援をしていただけるNPO等の団

体や住宅の管理者で作る住宅供給公社、或いは住宅関係で「防災・建築まちづくりセンター」というような団体等、各区市によって協議会を構成するメンバーが多種多様になっております。

協議会がどういった構成員になっているのか、或いは区市の方でどういった協議会が設置されてどういうメンバーでどういった活動されているのか、住宅政策本部のHP上で「住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会について」というパンフレットを公表しております。丁度今パンフレットの改訂時期になっておりまして、今年度中には新しいパンフレットに改訂する準備をしているところでございます。

Q:(けやき)

3の(5)「東京都心身障害者扶養共済制度」について、「パンフレットを特別支援学校に配布されている」というお話でした。発達障害を持つお子さんは特別支援学校に通われている方もいらっしゃいますが、普通校に通われている方も多いです。パンフレットを普通校にも配布していただけないでしょうか。また、発達障害に気付くのが遅くなってしまい、親も年齢が上がっているために、20年間の積み立て期間が満たせない場合もあります。一括払い込みのような形ができないものでしょうか。

A:(障害者施策推進部 計画課)

「東京都心身障害者扶養共済制度」につきましては東京都が実施主体にはなっておりますが、各都道府県が条例を制定し実施主体となる全国共通の制度です。国に「福祉保健医療機構(WAM)」というものがございまして、そちらで全国の自治体を束ねて制度の運営を行っておりますので、「普通校にもパンフレットを配布してもらいたい」というご要望があったことをお伝えさせていただきます。

また積み立てについてですが、一括で払いこむ形は現在の制度にはなく、毎月掛け金をかけていただくという形になっているのですが、やはり年齢が比較的高い方からのご要望でそういった方法はないのかとお声をいただくこともございますので、こちらに関しましては機構にお伝えさせていただきます。